

## 第202回千代田区建築審査会議事録

日 時：令和5年5月18日（木） 午前10時から午前10時30分まで

場 所：区役所4階 402会議室

参加委員：4名

会	長	関	智文
会長職務代理		木島	千嘉
委	員	正木	順子
委	員	山崎	芳明

議 題：

- (1) 建築審査会会長及び会長職務代理の互選について  
((2)から(5)まではいずれも建築基準法第44条第1項第2号(道路内の建築制限)の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について)
- (2) 議案第22号 バス停留所上家 九段上(高田馬場駅方向)
- (3) 議案第23号 バス停留所上家 九段上(九段下方向)
- (4) 議案第24号 バス停留所上家 一口坂(高田馬場駅方向)
- (5) 議案第25号 バス停留所上家 一口坂(九段下方向)

結 果：

(1)については、委員による互選が行われた結果、関委員が会長に、木島委員が会長職務代理に、それぞれ決定した。

(2)から(5)までについては、いずれも同意された。

(2)から(5)までの議事の概要：

会長

議案第22号から第25号まで、まとめて詳細を説明願いたい。

千代田区

議案第22号から第24号までは、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線バス停留所の上家について老朽化に伴い建替えをするものである。一方、議案第25号は同様の上家を新設するものである。いずれも、雨風や日差しを防ぐ効果に加え、ベンチの設置などにより利用者の利便性や快適性向上を目的とした計画であり、公益上必要な建築物といえる。  
道路に対しての影響については、議案第22号から第25号までの

順に歩道残幅員が、3.53m、2.55m、3.59m、2.78m確保されており、さらに麴町警察署、麴町消防署、東京都第一建設事務所から支障ない旨の意見を得ていることにより、通行上支障がないと判断できる。

このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。

委員

議案第22号と議案第25号はどちらも風ぐるま標識柱を移設する計画であるが、それぞれ移設後の標識柱の向きが道路に平行と垂直とで異なっている。

また、議案第22号について、現況では千代田区案内板が上家の下に配置されているが、移設後は上家から外れた位置に配置されることとなっている。これらについて、今回の配置で計画している理由を知りたい。視認性や利便性の向上など、標識柱や案内板の変更には目的があるべきではないか。

千代田区

特に申請者から理由を聞いていないため、確認のうえ後日回答する。

委員

議案第22号のみ屋根の長さが7.65mであり、ほかの議案の屋根の長さ4.5mと異なっているが、これはなぜか。

千代田区

東京都交通局の方針として、現状の上家と同規模の上家を建てることとしており、議案第23号も現状の屋根の長さに近い長めの上家を計画したかったようだ。しかし、道路管理者との協議の結果、議案第23号は長さ7.65mで計画することが難しいと判断されたため、長さ4.5mの計画となった。

会長

許可申請理由書には「近年増加する外国人旅行者」に配慮するとあるが、外国語表記はどこに載るのか。イメージパースに見える案内板のみか。

千代田区

案内板のほか時刻表の裏側の壁に、英語・中国語・韓国語でバス停名の表記がある。

会長

ベンチは今回の議案のすべてに設置されるのか。

千代田区	設置される。
会長	確認してもらう事項もあるが、議案第22号から第25号までの4件全てについて同意でよいか。

(委員全員了承する)

※確認すべき事柄（風ぐるまの標識柱の向き・案内板の位置）については、後日に千代田区が申請者に確認した。移設する2基の風ぐるまの標識柱については、向きを道路に垂直方向に統一して利便性を向上させること、千代田区案内板については降車口の幅を確保するために上家の外に移設せざるを得なかったことについて、5月26日に委員へ回答した。

以上